

岩手県告示第385号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県立高等学校に在学していた者が滞納している授業料並びに県営住宅又は県営特定公共賃貸住宅を退去した者が滞納している家賃及び駐車場利用料並びに母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金及び看護職員修学資金に係る貸付金の元利償還金（貸付けを受けた者が滞納しているものに限る。）及び元利償還金に係る遅延損害金の収納に関する事務を令和3年4月1日次の者に委託した。

令和3年5月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	弁護士法人ブレインハート法律事務所